

中長期ロードマップ調査の今後の検討方針について

- 3月上旬に地球温暖化対策基本法案の国会提出を、3月下旬に政府として中長期目標ロードマップ骨子取りまとめを予定。政府におけるロードマップの検討に資するため、3月19日の第4回全体検討会及び3月26日の第5回全体検討会でロードマップ（たたき台）についての議論の整理をお願いしたい。

第1回 平成21年12月28日（月） 開催済み

（各WGにおける議論）

第2回 平成22年2月10日（水） 開催済み

（各WGにおける議論）

第3回 平成22年2月24日（水） 本日開催
ロードマップ（たたき台）を議論

（各WGにおける議論）

第4回 平成22年3月19日（金）
各WGの議論をロードマップ（たたき台）に更に反映させて議論

（必要に応じ、各WGにおける議論）

第5回 平成22年3月26日（金）
ロードマップ（たたき台）についての議論の整理

添付資料

地球温暖化対策に係る中長期ロードマップの環境大臣試案
地球温暖化対策基本法案（仮称）の概要（たたき台）

注）これらは、地球温暖化問題に関する閣僚委員会や副大臣級会合での議論を踏まえた現時点での環境大臣の試案である。

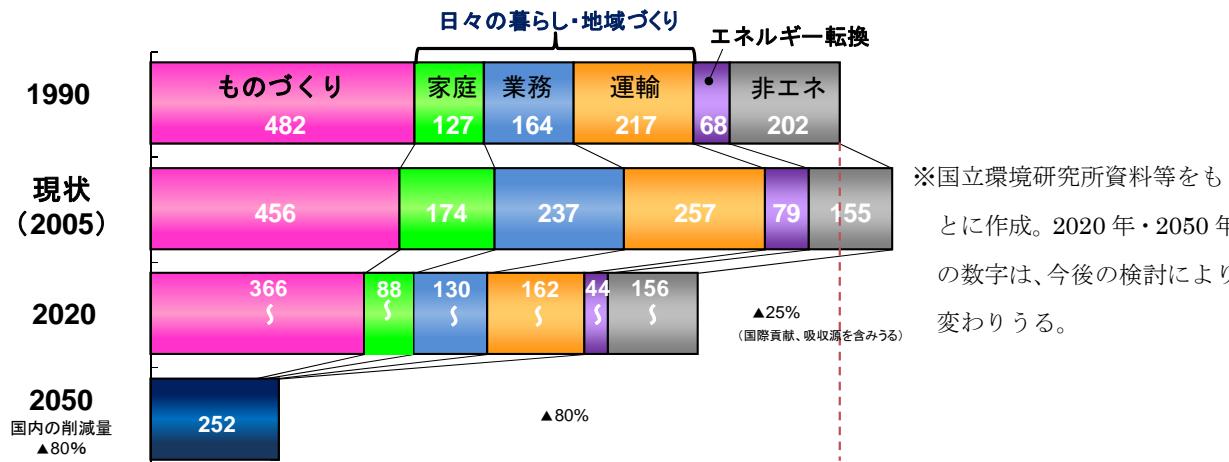
地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ（概要）

～環境大臣 小沢銳仁 試案～

【中長期ロードマップで伝えたいこと】

- ① 地球と日本の環境を守るために、温暖化対策は喫緊の課題。2020年に25%削減、2050年に80%削減を実現するための対策・施策の道筋を提示。
- ② 温暖化対策は負担のみに着目するのではなく、新たな成長の柱と考えることが重要。低炭素社会構築のための投資は市場・雇用の創出につながるほか、地域の活性化、エネルギー安全保障の確保といったさまざまな便益をもたらす。
- ③ エコ投資を進め、低炭素生活スタイル（エコスタイル）を実践することにより、我慢ではなく快適で豊かな暮らしを実現することが可能。中長期目標の達成のためには、「チャレンジ25」を通じた、国民一人ひとりの取組が重要。

2020年、2050年における部門別温室効果ガス排出量の姿（単位：百万トンCO₂換算）



【低炭素生活スタイル（エコスタイル）の提案】

- 日々の暮らしにおいて、様々な低炭素投資を実践した場合、光熱費の節約、電力の売電などによって元がとれると試算。
- 低炭素生活スタイル（エコスタイル）は、むしろ投資ととらえるべき。

生活スタイル別のエコ投資のリターン（例）

新築住宅を検討している方

追加投資額: 260~290万円 エコポイントによる補助: 32万円

新築に伴い様々な温暖化投資を行うと、補助制度を活用しても300万円近く費用がかかります。しかし、エネルギー費用の節約により10~15年で元がとれます。

一生に一度の買い物ですから、多少費用がかかっても長期にわたり満足いくものを選んではいかがでしょうか。

断熱性の極めて高い仕様にすると費用はその分多くかかりますが、部屋の温度差や結露が解消され、快適で健康な生活を送ることができる、高断熱化はおすすめです。さらに、日射がある程度確保されているのであれば、是非、太陽光発電を設置しましょう。10年後には太陽光発電付高断熱住宅が標準的な仕様となっているでしょう。

その際、給湯器や電気製品を最高効率なもので揃えてはいかがでしょうか。また、家庭でのエネルギー消費やCO₂排出量の状況が一目で分かる省エネナビを設置して、低炭素生活の実践に役立ててください。

ひとり暮らしの方

追加投資額: 6万円 エコポイントによる補助: 1.6万円

投資額の比較的小さい、
省エネ家電・高効率照明を導入します

賃貸マンション・アパートにお住みの方は、断熱改修や太陽光発電の設置は無理ですね。その分、家電製品や照明器具の購入時には、効率の優れた製品を是非、選択しましょう。また住み替えされる際には、住まいの省エネ性能を配慮して新たなお住まいを決めることもお忘れなく。

郊外に一軒家をお持ちの方

追加投資額: 160~190万円 エコポイントによる補助: 2万円

太陽光発電を中心、
一軒家のメリットを活用します

高層建築物が少ないので、日射量は十分確保されているでしょう。是非、太陽光発電を付けましょう。
固定価格買取制度によって太陽光発電によって発電した電力を電力会社が買い取ってくれるので、発電装置の購入費用は10年程度で元がとれます。

【対策・施策の姿】

日々の暮らし（ゼロエミッション住宅・建築物）	
<p><目指すべき姿></p> <ul style="list-style-type: none"> ○高効率給湯器（太陽熱温水器等）の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅：最大で8割の世帯に普及 ○住宅・建築物の高断熱化 <ul style="list-style-type: none"> ・新築：全て最高基準、既設：一部改修 ○太陽光発電の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅：最大で4世帯のうち1世帯の割合で普及（最大で約1,300万世帯） ○省エネ家電の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・買換え時は四つ星家電以上を導入 ・白熱灯から蛍光灯・LED等への切替え ○省エネナビの導入 	<p><現時点での施策例（検討中のものを含む）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○全量買取方式の固定価格買取制度 ○省エネ基準の強化・達成義務づけ ○再生可能エネルギーの導入義務付け ○高効率給湯器等への支援 ○省エネ住宅の新築や省エネリフォーム、省エネ家電等への支援 ○省エネナビ／BEMSへの支援 ○省エネ診断の利用への支援
日々の暮らし（ゼロエミッション自動車）	
<p><目指すべき姿></p> <ul style="list-style-type: none"> ○次世代自動車の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・ハイブリッド自動車（普通・小型乗用車）販売車 230万台中117万台（約50%） ・電気自動車（普通・小型乗用車）販売車 230万台中17万台（約7%） ○乗用車、貨物車の燃費向上 <ul style="list-style-type: none"> ・従来型乗用車 販売車平均11km/L→13km/L（2割向上） 	<p><現時点での施策例（検討中のものを含む）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○バイオ燃料比率向上の促進 ○燃費基準の強化 ○環境負荷に応じた自動車関連課税 ○ハイブリッド、電気自動車等への支援
ものづくり（産業部門）	
<p><目指すべき姿></p> <ul style="list-style-type: none"> ○粗鋼生産の低炭素化 ○工場におけるエネルギー管理の徹底（高性能工業炉・ボイラの導入） 	<p><現時点での施策例（検討中のものを含む）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○省エネ基準の強化 ○研究開発支援 ○ベンチャー支援 ○高性能工業炉、高性能ボイラへの支援
「エコ社会」地域づくり（都市・農村対策）	
<p><目指すべき姿></p> <ul style="list-style-type: none"> ○日常生活での平均移動距離の短縮 ○通勤・通学時における自転車の利用促進 ○地域冷暖房の導入 	<p><現時点での施策例（検討中のものを含む）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○サイクリングロードの整備 ○低炭素型地域づくりの支援 ○廃熱利用への支援
ゼロエミッションエネルギー	
<p><目指すべき姿></p> <ul style="list-style-type: none"> ○太陽光、風力、地熱、バイオマス（バイオ燃料など）、太陽熱などの再生可能エネルギーの大幅導入 例：大型風車を最大で10,000基導入 ○スマートグリッドによりリアルタイムの需給調節 ○原子力発電による発電電力の一次エネルギー供給に占める割合の向上（9基新增設、利用率80%） 	<p><現時点での施策例（検討中のものを含む）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○全量買取方式の固定価格買取制度 ○系統連系ルールの見直し ○再生可能エネルギー導入への支援
横断的施策の例	
<ul style="list-style-type: none"> ○キヤップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度 ○排出抑制等指針、温室効果ガス排出の見える化 	<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化対策税 ○チャレンジ25キャンペーン

注) 「現時点での施策例」として例示されている事業は、22年度予算などで措置がなされているものを整理したものである。

地球温暖化対策基本法案（仮称）の概要（たたき台）

法律の必要性

- 気候変動問題に対処するため、鳩山総理大臣は、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提に、温室効果ガスの排出を2020年までに25%削減することをめざし、あらゆる政策を総動員することを表明。
- この削減目標の達成に向け、総動員されるあらゆる政策を体系的に明らかにする必要。
- 京都議定書以降の新たな枠組みづくりのための国際交渉に当たり、我が国における地球温暖化対策の基本的な方向性を法律として明示することが重要。

法案の概要

目的

- 新たな産業の創出及び就業の機会の増大を通じて経済の成長を図りつつ地球温暖化対策を推進し、地球環境の保全並びに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与

基本原則

- 地球温暖化対策として以下の原則を規定
 - ・ 新たな生活様式の確立等を通じた低炭素社会の構築を旨として実施すること
 - ・ 国際的協調の下に積極的に推進すること
 - ・ 地球温暖化の防止等に資する産業の発展及び就業の機会の増大を図ること
 - ・ エネルギーに関する施策との連携を図り、環境と経済との調和への配慮を行うこと 等

中長期目標

- 温室効果ガス削減目標：公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020年までに25%を削減。また、2050年までに80%を削減（いずれも1990年比）
- 再生可能エネルギー導入目標

基本計画

- 地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定

基本的施策

- 《地球温暖化対策のうち特に重要な具体的施策》
 - 国内排出量取引制度の創設
 - 地球温暖化対策のための税の実施に向けた検討
その他の税制全体の見直し
 - 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の拡充

《ものづくり》

- 機器・建築物等の省エネの促進
- 温室効果ガスの排出の量がより少ないエネルギーへの転換の促進
- 地球温暖化の防止等に資する新たな事業の創出
- 革新的な技術開発の促進

《地域づくり》

- 公共交通機関の整備等による地域社会の形成の推進
- 温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化
- 地方公共団体に対する必要な措置

《その他》

- 國際的連携の確保、国際協力の推進
- 地球温暖化への適応を図るための施策の推進 等

《日々の暮らし》

- 再生可能エネルギーの利用の促進
- 機器・建築物等の省エネの促進
- 自発的な活動の促進
- 教育及び学習の振興
- 排出量情報等の提供